

各指定地域密着型（介護予防）サービス事業者 様
各指定居宅介護支援事業者 様
各介護予防・日常生活支援総合事業 サービス事業者 様

海南市くらし部高齢介護課長
(公 印 省 略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応について（周知徹底）

平素より本市高齢者福祉行政の推進に対し、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルスの感染防止対策の適切な実施について、感謝申し上げます。

全国において依然として新型コロナウイルス感染症の感染者が発生する中、高齢者施設等におかれては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について適切な対応を取られているところですが、引き続き、下記事項（「県民の皆様へのお願い」等抜粋）にご留意の上、感染防止対策の徹底をお願いします。

さらに、県では現在、高齢者施設等に勤務する職員に対する慰労金及び感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援等に関する補助金の交付申請を受け付けています。補助金交付を希望される場合は、下記をご確認の上、期限内に申請をお願いします。

なお、慰労金については、高齢者施設等に勤務する職員だけでなく、派遣労働者、業務受託者の従事者も要件に該当すれば、支給の対象者となります。各高齢者施設等におかれては、職員や派遣労働者、業務受託者の従事者の希望を踏まえ、派遣会社、受託会社と連携・調整の上、対象者をとりまとめて、漏れなく申請を行っていただきますようお願いいたします。（慰労金の支給事業については申請書提出期限が令和 2 年 10 月 30 日（金）までとなっておりますので、特にご注意ください。）

記

○ 高齢者施設等における留意事項

高齢者施設等においては、特に下記の事項に留意し、感染予防と健康管理に万全を期してください。

(1) 病院、福祉施設サービスは特に注意（9 月 3 日付け「県民の皆様へのお願い」より）

・病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないよう特に注意してください。

また、訪問介護や通所サービスの職員やケアマネジャーも含め、ご自身での感染防止対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱などのチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。

(2) 職員の感染防止対策と健康観察（8 月 12 日付け海く高第 383 号「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応について（周知徹底）」より）

・職員の方は、マスクの着用、手指消毒の実施など、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、毎朝の体温測定など自らの健康をチェックし、少しでも異常があれば絶対に業務に従事しないようお願いいたします。

さらに、検温に際しては、自宅での検温の申告に留まらず、出勤時において、担当職員の立ち合い等の下、検温を徹底するとともに、発熱等体調に少しでも異常があれば、絶対に業務に従事しないようお願いいたします。また、管理者への適切な報告も併せてよろしく申し上げます。

・発熱等の症状が出た場合は、嘱託医等に相談・連絡

入所者など利用者において、発熱や呼吸器症状が一人出た段階で嘱託医などに相談してください。一週間以内に二人以上同様な症状の者が出た場合は、速やかに保健所に報告してください。

和歌山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金交付申請について

(1) 事業内容

- ① 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業
- ② 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業
- ③ 在宅サービス事業所による利用者への再開支援の助成事業
- ④ 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

(2) 申請書提出期限

(1)の①の事業：原則、令和2年10月30日（金）まで

(1)の②、③、④の事業：原則、令和3年1月29日（金）まで

◎ 補助金の額、申請手続き、提出書類、申請要領、申請書記載マニュアル等詳細は、令和2年7月28日付け長第07280002号通知（別添参考）及び以下のHPをご確認ください。

「きのくに介護 de ネット」

https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/kinkyuhoukatsusienjigyou_001.htm

海南市役所 高齢介護課 指定・指導係
642-8501 海南市南赤坂11番地
Tel 073-483-8764 Fax 073-483-8769
Email korei@city.kainan.lg.jp

各高齢者サービス事業者 代表者 様
(介護保険法による医療みなし指定事業者を含む)

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課長
(公印省略)
介護サービス指導室長
(公印省略)

和歌山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)補助金交付申請について(ご案内)
(介護施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業等)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

県では、新型コロナウイルス感染症に係る最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制の構築や感染症防止のための環境整備の取組に対する支援及び新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスを継続して提供するために必要な業務に従事した職員に対する慰労金を支給するため、国の第2次補正予算に基づき標記補助金を交付することとなりました。

つきましては、標記補助金の交付を希望する場合は、下記の「和歌山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)補助金等交付要綱」(以下「交付要綱」という。)、**「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)申請要領」**(以下「申請要領」という。)**及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)申請書記載マニュアル」**(以下「申請書記載マニュアル」という。)**をご確認の上、期限内に交付申請書等関係書類を提出**いただきますよう、お願いします。

なお、**本通知は、法人に対して1通のみ送付していますので、必ず傘下の事業所等あて通知いただきますようお願いいたします**(補助金の交付申請は、法人が各事業所等分について行う必要があります。)

記

I 支援策の概要

1 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 ※詳細は申請要領参照

【補助対象者】

令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生したすべての介護サービス事業所・施設等

【補助対象経費】

かかり増し経費(具体例は、別表の「(1)①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」中、「対象経費」a～oを参照)

【補助上限額】

別表の「(1)①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」中、事業所・施設等の種別ごとに記載されている基準単価の額(短期入所系サービス事業所、入所施設、居住系サービス事業所にあつては、基準単価に施設の定員数を乗じて得た額)

【補助金の額】

補助上限額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額(1,000円未満切り捨て)

2 在宅サービス事業所による利用者への再開支援の助成事業 ※詳細は申請要領参照

【補助対象者】

令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援(内容は申請要領を参照)を

行った在宅サービス事業所（訪問系、通所系、短期入所系又は多機能型サービス事業所）

【補助金の額】

利用再開支援を行った利用者 1 人当たり 1,500 円～6,000 円（別表の「(2)①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」中、事業所ごと、支援内容ごとに記載されている額。）

3 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 ※詳細は申請要領参照

【補助対象者】

令和 2 年 4 月 1 日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所（訪問系、通所系、短期入所系又は多機能型サービス事業所）

【補助対象経費】

「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する費用（具体例は、別表の「(2)②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」中、「対象経費」a～f を参照）

【補助上限額】

別表の「(2)②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」中、事業所の種別ごとに記載されている基準単価の額

【補助金の額】

補助上限額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額（1,000 円未満切り捨て）

4 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業 ※詳細は申請要領参照

【補助対象者】

令和 2 年 2 月 13 日から同年 6 月 30 日までの間に、介護サービス事業所・施設等に通算 10 日以上勤務し、利用者と接する職員

【補助金の額】

職員 1 人につき **20 万円又は 5 万円**

〔慰労金 20 万円支給対象者〕 ※①及び②を両方満たす必要があります。

① 感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員

②（通所・施設系）：感染者・濃厚接触者**発生日以降に勤務を行った職員**

（訪問系）：感染者・濃厚接触者に**実際にサービスを提供した職員**

〔慰労金 5 万円支給対象者〕

・ 上記①及び②**以外の職員**

II 補助事業期間

令和 2 年 4 月 1 日（水）～令和 3 年 3 月 31 日（水）

- ・ 上記の期間内であれば、既に実施した事業も対象になります。ただし、**感染症対策、慰労金の支給など、事業の性格上、早期に執行が求められるものですので、なるべく早期に完了するようお願いします。**
- ・ 期間最終日までに事業を実施の上、I の 1 及び 3 の事業にあっては経費の支払先への支払まで、I の 4 の事業にあっては職員への慰労金の支払まで完了してください。

III 申請手続き

交付申請は、原則、法人が和歌山県内の各事業所・施設等分を取りまとめ、法人単位で申請してください。

1 申請の際の留意点

- ① 本事業については、I の 1 から 3 までの事業（以下「感染症対策支援事業等」という。）については、原則

精算払い（事業の完了後に補助金を交付すること）、Iの4の事業（以下「慰労金支給事業」という。）については、原則概算払い（事業の完了前に補助金を交付すること）とします。そのため、**感染症対策支援事業等と慰労金支給事業は、交付申請書を別々に作成して提出してください。**

※感染症対策支援事業等で概算払いを希望する場合は、別途和歌山県長寿社会課までご相談ください。

- ② 感染症対策支援事業等については、事業の完了後（支払が完了後）に申請してください。

なお、事業所について1回の申請が原則ですが、申請額が基準単価（又は基準単価に定員数を乗じて得た額）に満たない場合、当該基準単価（又は基準単価に定員数を乗じて得た額）の上限まで、追加で申請（変更申請）することが可能です

- ③ 慰労金支給事業については、事業の完了前（職員への支払前）に申請してください（既に職員へ支払済みの場合は、事業完了後の申請も可能です。）。ただし、申請は1職員について1回限りです。

2 申請先、申請方法及び提出書類

① 申請先

本事業については、事業所・施設等の種別等により、以下のとおり申請先が異なります。各事業所・施設等においてご確認の上、適切に申請いただきますようお願いいたします。

種別	申請先
○介護サービス事業所・施設（債権譲渡を行っていないもの）	①、②双方に提出 ① 和歌山県国民健康保険団体連合会（国保連） 原則、電子請求受付システムによるインターネット申請 ※インターネット申請ができない場合、国保連に郵送で必要書類（CD-R 又は書面）を送付 ※CD-R 又は紙による介護報酬請求を行っている事業所・施設についても、「ID、仮パスワード」を国保連が発行することにより、インターネット申請が可能ですので、積極的にご活用ください。 詳細は、国保連（下記掲載）までお問い合わせください。 ② 和歌山県長寿社会課へ郵送（書面） 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 ※慰労金支給事業について一部書類データ送付（申請要領に記載） 提出先：e0403006@pref.wakayama.lg.jp
○養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅（特定施設の指定を受けているもの）	
○介護サービス事業所・施設（債権譲渡を行っているもの）	和歌山県長寿社会課へ郵送（書面） 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 ※慰労金支給事業について一部書類データ送付（申請要領に記載） 提出先：e0403006@pref.wakayama.lg.jp
○養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅（特定施設の指定を受けていないものに限る。）	

② 申請方法及び提出書類

申請要領及び申請書記載マニュアルをご確認ください。

3 提出期限

- 感染症対策支援事業等

原則、令和3年1月29日（金）まで（ただし、当該期間内に事業が完了せず、かつ、令和3年3月

31 日までに完了する見込みである事業に関しては、個別に相談に応じますので、長寿社会課まで早めにご連絡ください。）

○ 慰労金支給事業

原則、令和 2 年 10 月 30 日（金）まで

4 国保連電子請求システムによるインターネット申請について

国保連電子請求システムによるインターネット申請を行う場合は、作成した交付申請書（Excel ファイル）を下記ホームページにアクセスした上で、アップロードしてください。詳細は、申請書記載マニュアルをご覧ください。

<http://www.e-seikyuu.jp>

IV 留意事項

- 1 各事業ともに、各介護予防サービスも対象となります。介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1 つの事業所として取り扱うこととなります。
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとしますが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1 つの事業所として取り扱うこととなります。
- 3 介護保険法による医療みなし指定事業所の指定を受けている場合又は障害福祉サービス事業所の指定と介護サービス事業所の指定を受けている場合にあっては、介護事業所としての業務に必要な経費が発生している場合や介護従事者として慰労金の支給が必要となる場合に、本事業の対象となります。医療機関や薬局としての業務又は障害福祉サービスとしての業務に必要な経費が発生している場合や医療従事者又は障害福祉サービス従事者として慰労金が必要となる場合は、以下にてご案内しておりますので、ご確認ください。

なお、同一の対象に対し介護・医療・障害等の補助金を重複活用して支払うことや、同一の職員が重複して慰労金を受け取ることは禁止されていますので、ご注意ください。

- ・ 医療機関等における感染拡大防止等支援事業（和歌山県医務課） TEL 073-441-2955
- ・ 医療機関等における慰労金支給事業（和歌山県健康推進課） TEL 073-441-2643
- ・ 障害福祉サービスにおける感染対策徹底支援事業及び慰労金支給事業（和歌山県障害福祉課）
TEL 073-441-2537

V その他

1 県補助金等交付要綱、県申請要領、申請書記載マニュアル、各種様式等について

「きのくに介護 de ネット」に掲載していますので、ご活用ください。

URL : <https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>

※ 随時更新しますので、最新のものをご確認ください。

2 厚生労働省 事業の概要、パンフレット、国実施要綱、Q&A 集、広報動画等について

厚生労働省ホームページにて掲載されていますので、ご確認ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html

(担当)

- 感染症対策支援事業等に関すること
介護サービス指導室 TEL : 073-441-2527 (直通)
- 慰労金支給事業に関すること
長寿社会課振興班 TEL : 073-441-2519 (直通)
- 電子請求受付システム「ID、仮パスワード」発行に関すること
和歌山県国民健康保険団体連合会 TEL : 073-427-4665
- 電子請求受付システムに関すること
介護保険電子請求受付システムヘルプデスク
TEL : 0570-059-402